

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
1	実施方針						【燃料化施設】	「燃料化施設」は「プラント」と「建築物等」の総称で宜しいでしょうか。	燃料化施設は、図2基本処理フロー図に示す全ての設備及びその付帯設備により構成されます。 プラントは、図2基本処理フロー図に示す全ての設備が対象となります。 建築物等とは、本事業で整備する電気設備等を内部配置する建築物及び建築付帯設備となり、燃料化施設の中に含まれます。 それ以外には、杭基礎等の土木構造物も燃料化施設に含まれます。 よって、燃料化施設は、プラント、建築物等及び土木構造物の総称となります。
2	実施方針						【建築物等】	「プラント」の定義に関する記載がないためご教示ください。	プラントは、図2基本処理フロー図に示す全ての設備が対象となります。
3	実施方針						【プラント建設企業】	「プラント建設」とは機械設備及び電気設備が含まれるプラントの建設であり、複数の企業を必要とする場合が想定されるため、「プラント建設企業」とは複数社で構成しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	JVを認める方向で検討しますが、具体的には入札公告時に示します。
4	実施方針						【建設JV】	その他燃料化施設の設計・建設を行う企業とは、「建築物等」つまり土木建築の設計・建設を行う企業であるとの理解で宜しいでしょうか。	以下の企業となります。 ・設計企業 ・建築物等建設企業 ・土木構造物建設企業
5	実施方針						【建設JV】	プラント建設企業は主に機械・電気設備工事を担い、その他企業は主に土木・建築工事を担うことが想定されるため、甲型共同企業体でなく、乙型共同企業体も認めて頂けないでしょうか。	乙型共同企業は認めません。
6	実施方針						【特定事業契約】	特定事業契約に「基本協定」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。「基本協定」と「基本契約」があるため念のため確認するものです。	ご理解のとおりです。
7	実施方針						【建設JV】	「・・・プラント建設企業が代表となる甲型共同企業体とし、・・・」とありますが、乙型共同企業体も認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No5の回答を参照下さい。
8	実施方針	1	第1	1	(4)		事業目的	「・・・石炭代替燃料等として利用することで、・・・」とは、石炭代替燃料に限らず広くバイオマスエネルギーとして有効利用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	1	第1	1	(4)	③	事業目的	「・・・見学者への利便性、安全性に対して十分な配慮・・・」を実施設計に反映するため、想定される見学者の類別（大人、子供、男女、障害者、人数/回、等）を提示願います。	燃料化施設を、直近で見学していただくことは想定しておりません。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
10	実施方針	2	第1	1	(5)	ア	(イ) 建設段階	建設段階における燃料化施設見学者の対応に関する協力は、建設作業に影響を及ぼさない範囲に限定して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）質問No. 63, 64の回答を参照下さい。
11	実施方針	2	第1	1	(5)	ア	(イ) 建設段階	「・土木工事（・・・既設構造物撤去、爆弾探査等を含む。）」とありますが、貴局にて行った既設構造物および爆弾の有無等の調査結果を開示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、開示いただけない場合、落札後に行う事業者の調査結果による、工程の遅延リスク、費用の増加リスク等は貴市にて負うとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札公告後閲覧資料として公表します。後段については、協議の上、決定します。
12	実施方針	2	第1	1	(5)	ア	(イ) 建設段階	「爆弾探査等を含む」とありますが、爆弾が発見された場合の処理は含まないとの理解でよろしいですか。また、その場合の工期延長等に伴う費用負担も貴局ということではよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、協議の上、決定します。
13	実施方針	3	第1	1	(5)	ア	(ウ) 燃料化物の有効利用業務（※2）	当該燃料化物(有価物)を持ち込むことに関する事前説明を行った結果を証明する書類とは、該当する地方自治体等に対し説明を行った議事録で宜しいでしょうか、或いは、地方自治体等に証明書を発行願うことを求められているのでしょうか。	該当する地方自治体等に対し説明を行った議事録で可とします。
14	実施方針	3	第1	1	(5)	ア	(ウ) 燃料化物の有効利用業務（※2）	「全ての燃料化物有効利用先による」の「全て」とは、提案時における予定利用先の全てとの解釈で宜しいでしょうか。受託後、確約書を取っていない利用先との引取は不可との解釈にて宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、当局の承諾のもと、認めます。
15	実施方針	3	第1	1	(5)	ア	(ウ) 燃料化物の有効利用業務（※2）	「事前説明を行った結果を証明する書類」とは、自治体への説明を実施した結果の議事録と考えて宜しいでしょうか。	質問No13の回答を参照下さい。
16	実施方針	3	第1	1	(5)	ア	(ウ) 燃料化物の有効利用業務（※2）	有効利用に係る確約書の書式は、入札説明書等において提示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	3	第1	1	(5)	ア	(ウ) 運営・維持管理段階	「・燃料化施設見学者の対応に関する協力」とはどの様な協力でしょうか。具体的にご教示願います。	見学案内の補助説明や安全管理を協力いただくこととなります。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
18	実施方針	3	第1	1	(5)	ア (ウ)	運営・維持管理段階	「…事業者は…燃料化物を…全量有効利用（有価）する…」とありますが、「有価」とは輸送費を含めて経済性を確保している必要があるのでしょうか。	原則としては、燃料化物有効利用企業は、輸送費を含めて有償で燃料化物を譲り受ける必要があります。 ただし、「環境省通知平成25年3月29日環廃産発第130329111号」により、燃料化物有効利用企業による燃料化物買取金額が、輸送費を含めて有償とならなくても、有効利用先に燃料化物が引き渡された以降において、廃棄物に該当しないと判断されるケースがありますので、そのような場合は当該提案も可としますが、その場合は事業者において関係行政機関に燃料化物が廃棄物に該当しないことを確認していただき、それが分かる書面を事業提案書と併せて提出してください。
19	実施方針	3	第1	1	(5)	ア (ウ)	燃料化物の有効利用業務（※2）	「※2 ……全量有効利用（有価）することとする…」とありますが、有効利用先にて有償で販売することも含むとの理解でよろしいでしょうか。（環境省通知平成25年3月29日環廃産発第130329111号による解釈）	質問No. 18の回答を参照下さい。
20	実施方針	3	第1	1	(5)	ア (ウ)	燃料化物の有効利用業務（※2）	※2に「～全量有効利用（有価）することとする。」とありますが、少なくとも愛知県内（名古屋市内）においては、燃料化物が逆有償状態であっても産廃とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 18の回答を参照下さい。
21	実施方針	3	第1	1	(5)	ア (ウ)	運営・維持管理段階	※2における燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体等に対し事前説明を行った結果を証明する書類とは議事録（署名、押印等なし）で問題ないか。それ以上の証明書類であれば具体的な様式や証明方法をご教示ください。	質問No13の回答を参照下さい。
22	実施方針	3	第1	1	(5)	イ (ア)	設計・建設段階	燃料化施設の建設及び稼働に必要な許認可の取得（当局が取得または提出すべきものに限る）とありますが、下水道施設ですので、建築基準法51条の但し書きの対象外である点については、名古屋市殿の内部協議が完了しているものと考えてよろしいですか。	空見スラッジリサイクルセンターは、但し書きではなく、都市計画にて敷地の位置を決定した上で整備を進めています。
23	実施方針	3	第1	1	(5)	イ (ア)	設計・建設段階	燃料化施設の設計及び建設の監督及び検査が市の業務範囲となっておりますが、市以外の第三者（コンサルなど）は関与しないと考えてよろしいでしょうか。	現時点では当局以外の第三者は関与しない想定ですが、モニタリング支援業務をコンサルタントに発注する可能性はあります。
24	実施方針	3	第1	1	(5)	ウ (ア)	施設規模	想定されている脱水汚泥の日当たりの上限・下限をご教示願いたい。	要求水準書（案）P28 2.2(2)1 汚泥受入・供給設備において、当局より供給する脱水汚泥量の変動に対する受入能力を求めています。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
25	実施方針	3	第1	1	(5)	ウ	(ア) 施設規模	系列数は問わないとなっていますが、複数系列を提案した場合、システムの冗長性などは評価されますでしょうか。	現時点ではシステムの冗長性を直接評価対象とはせず、施設の安定性・安全性を評価対象とすることを想定しております。詳細は入札公告時に落札者決定基準において示します。
26	実施方針	4	第1	1	(5)	ウ	(ア) 施設規模	「・稼働日数 年間320日以上」とありますが、貴局の帰責事由により設備が停止した日数は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	4	第1	1	(8)		事業者の収入	入札公告時に予定価格は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	公表の有無は、入札公告時に入札関係資料にてご確認ください。
28	実施方針	4	第1	1	(8)	ア	設計・建設業務に係る対価(サービス購入料A)	年度ごとの出来高に応じて支払うとありますが、出来高の算定方法、及び、当該年度出来高の支払い回数・時期について、ご教示願いたい。	出来高の算定方法については、当初の事業者提案及び設計図書にしたがい、当該年度の出来高が完了していることを検査、確認します。出来高払いの支払い回数は1回となり、支払い時期は出来高が確認された年度の翌年度当初となります。
29	実施方針	4	第1	1	(8)	ア	設計・建設業務に係る対価(サービス購入料A)	各年度毎の出来高に対する前払金は予定されていますか。予定されている場合の割合はどの程度でしょうか。	各年度の出来高予定額の4割程度を予定しています。
30	実施方針	4	第1	1	(8)	ア	設計・建設業務に係る対価(サービス購入料A)	「～年度ごとの出来高に応じて支払う。」とありますが、各年度の出来高予定額は事業者の提案が尊重されるとの理解でよろしいでしょうか。	各年度における業務の進捗状況を想定した出来高予定額を当局より掲示します。
31	実施方針	4	第1	1	(8)	ア	設計・建設業務に係る対価(サービス購入料A)	建設出来高の評価方法とお支払い時期を御教示下さい。	質問No. 28の回答を参照下さい。
32	実施方針	4	第1	1	(8)	イ	運営・維持管理業務に係る対価(サービス購入料B)	物価変動による改定の指標については、後日公表されると了解して宜しいでしょうか。	検討の上、入札公告時に示します。
33	実施方針	4	第1	1	(8)	イ	(ア) サービス購入料B-1 (固定費相当分)	固定費相当分の明細な項目は入札説明書等において提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	提示する予定です。
34	実施方針	4	第1	1	(8)	イ	運営・維持管理業務に係る対価(サービス購入料B)	「～なお、物価変動による改定は原則として年1回行うこととする。」とありますが、ここでいう「原則」とは、どのような意味合いがあるのでしょうか。また、運営開始初年度についても入札時提案価格と比較した物価変動による改定は行われるとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動による改定については、物価変動による契約金額に対する改定金額の割合があまり大きくない場合（現時点では当該年度の支払いに対して、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条に基づき、1000分の15以内の変動の場合を想定）は、改定は行わない想定です。運営開始初年度については、ご理解のとおりです。
35	実施方針	4	第1	1	(8)	イ	運営・維持管理業務に係る対価(サービス購入料B)	サービス購入料B-1、B-2について、固定費と変動費の扱いの記載がありますが、固定費と変動費の費目は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	固定費と変動費の該当費目については、入札公告時に示す予定です。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
36	実施方針	4	第1	1	(8)	イ	運営・維持管理業務に係る対価(サービス購入料B)	物価変動による改定について、御参考にされる予定の指標を御教示下さい。	以下の指数を参考にする想定ですが、詳細は入札公告時に入札説明書において示します。 ・サービス購入料B-1及びサービス購入料B-2：消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道（日本銀行調査統計局） ・サービス購入料B-3及びサービス購入料B-4：消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器（日本銀行調査統計局）
37	実施方針	5	第1	1	(8)	イ (ア)～ (ウ)	運営・維持管理業務に係る対価(サービス購入料B)	サービス購入料B-1/B-2/B-3の四半期に一回の支払い時期はいつかご教示願いたい。	検査を経て適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う想定です。 そのため、4月、7月、10月及び1月頃を想定しています。
38	実施方針	5	第1	1	(8)	イ	サービス購入料B-2（変動費相当分）	変動費相当分の明細な項目は入札説明書等において提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	提示する予定です。
39	実施方針	5	第1	1	(8)	イ	サービス購入料B-3（修繕費相当分）	毎年の支払額は、平準化した対価との理解で宜しいでしょうか。 また、事業者による点検・調査で機器の延命化が可能と判断した場合は、次年度以降に修繕を実施しても良いでしょうか。なお、その場合の対価は当該提案額を支払って頂けるとの理解でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、入札公告時に示します。
40	実施方針	5	第1	1	(8)	イ	サービス購入料B-3（修繕費相当分）	「四半期に1回、金額を支払う」とは、各四半期の金額は事業期間、均等との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	実施方針	5	第1	1	(8)	イ	サービス購入料B-4（更新費及び大規模修繕費相当分）	更新費及び大規模修繕費相当分は、日々の操業・定期修繕状況により、更新もしくは大規模修繕の実施時期・内容が変更となった場合にも、落札者決定時の金額から、追加・減額等の精算はないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
42	実施方針	5	第2	1	(9)		事業期間終了時の措置	「事業者は、事業期間中、運営・維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において燃料化施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。なお、事業継続の扱いについては入札説明書等において示す。」とありますが、不可抗力や貴局又は第三者の帰責事由により、事業期間終了時における施設の性能を満足出来ない場合は、そのリスクは事業者は保持しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	実施方針	6	第1	2	(3)		選定結果の公表	「・・・その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。・・・」とありますが、評価の内容には事業費も含んで公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業費については公表しない想定です。 当局自らが実施する場合に対してDBO方式で実施する場合のコスト削減割合を公表する想定です。
44	実施方針	7	第2	2			選定の手順及びスケジュール	入札公告後に、現地見学の間機はあるでしょうか。	機会を設けることを検討します。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
45	実施方針	7	第2	2			選定の手順及びスケジュール	入札説明書において、予定価格の公表や最低制限価格設定の有無等は示されると考えてよいでしょうか。	公表・設定の有無は入札公告時に入札関係資料にてご確認ください。
46	実施方針	7	第2	2			選定の手順及びスケジュール	今後、入札までに現地見学・調査をさせて頂く機会があるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 44の回答を参照ください。
47	実施方針	8	第2	3	(1)	ウ	実施方針等に関する質問・意見・提案に対する回答の公表	本実施方針等に関する質問回答は、入札公告時に示される入札説明書等において、当該質問回答に関する内容の変更がなされない場合は以後有効となるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、左記の想定ですが、具体的には、入札公告時に入札説明書において示します。
48	実施方針	8	第2	3	(2)		燃料化物製造実験等に使用する汚泥の提供	提供いただける汚泥の量に制限はありますか。	量の制限については応相談としますが、提供する量や手法等によっては対応できないことがあります。
49	実施方針	8	第2	3	(5)		入札公告、入札説明書等の公表	予定価格は入札説明書等で公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	公表の有無は、入札公告時に入札関係資料にてご確認ください。
50	実施方針	8	第2	3	(5)		入札公告、入札説明書等の公表	最低制限価格の設定はありますでしょうか。また、設定がある場合、価格は入札説明書等で公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 45の回答を参照ください。
51	実施方針	9	第2	3	(7)		技術対話の実施及びその結果に関する公表	技術対話の詳細（範囲や必要資料等）は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、本技術対話の結果の本審査への影響の有無についても入札公告時にお示し下さるようお願い致します。	前段については、資格審査の通過者に対して、入札説明書とは別途通知する想定です。後段について、技術対話の結果は審査には影響しない想定ですが、具体的には入札公告時に示します。
52	実施方針	9	第2	3	(7)		技術対話の実施及びその結果に関する公表	技術対話の結果内容（資格審査通過者の不利益になる内容を除く）を公表するとありますが、貴局による公表前に事前に資格審査通過者がその内容を確認できるように配慮下さるようお願い致します。また、技術対話の結果、入札を辞退した場合においても、今後貴局が発注する他の事業や工事入札等において不利益な扱いは受けないと理解でよろしいでしょうか。	前段については、左記のとおりにするよう配慮します。後段については、名古屋市上下水道局契約事務手続要綱第24条のとおり、自己の入札の完了に至るまでに入札辞退届を提出した者は、これを理由として以降に不利益な取り扱いを受けることはありません。
53	実施方針	9	第2	3	(7)		技術対話の実施及びその結果に関する公表	「・・・特殊な技術・ノウハウ等に係る、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するものを除き公表する・・・」とありますが、その判断に当たっては応募者との協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	技術対話の結果内容の公表の前段に応募者に対して確認する方針です。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
54	実施方針	9	第2	3	(7)		技術対話の実施及びその結果に関する公表	「・・・その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係る、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。」とありますが、事業者の正当な利益を確保するためには、事前に公表内容について、貴局と事業者による協議が必要と思慮します。よって、公表内容についての事前協議をしていただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	質問No53の回答を参照下さい。
55	実施方針	9	第2	4	(1)	ア	応募者の構成等	構成員の最低出資比率の規定はないと了解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	実施方針	9	第2	4	(1)	カ	応募者の構成等	「運営・維持管理を行う者」には、SPCの運営に係る業務等の本事業の実施に必要な業務を担う者も含まれると了解して宜しいでしょうか。	「運営・維持管理を行う者」は、第1(5)事業概要(ウ)運営・維持管理段階に示す業務を実施する者となります。左記質問内のSPCの運営に係る業務については、例えば、「プラントの建設を行う者」がSPCの社員となることで、当該業務を実施する場合があります。
57	実施方針	9	第2	4	(1)	カ	応募者の構成等	「プラント建設を行う者」は用語集における【プラント建設企業】とは同一との理解ででしょうか。	ご理解のとおりです。
58	実施方針	9	第2	4	(1)	カ	応募者の構成等	「運営・維持管理を行う者」は用語集における【運営・維持管理企業】と同一との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	実施方針	9	第2	4	(1)	キ	応募者の構成等	「プラントの建設を行う者」と「運営・維持管理を行う者」の保有比率合計が50%を超えれば、その割合については制限がないと了解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	9	第2	4	(1)	ク	応募者の構成等	「構成員以外の者の特別目的会社への出資は認めない。」とありますが、用語の定義では【構成員】とは「事業者のうち特別目的会社に出資を行う者をいう」となっており、本項の意味合いをご教示願います。	本事業における設計・建設業務、運営・維持管理業務及び燃料化物有効利用業務を実施する企業以外の出資は認めないという意味です。
61	実施方針	11	第2	4	(2)	イ	建設を行う者の共通の参加資格要件	「建設を行う者」とは用語集の「燃料化施設」の建設を行う者との理解で宜しいでしょうか。また、本要件に該当する建設JVの構成員を含むとありますが、協力企業は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ここでの構成員とは建設JVを構成する企業であり、協力企業も含まれます。
62	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(ア) プラントの建設を行う者の参加資格要件	建設JVを組成する場合は、土建企業は、「その他燃料化施設の設計・建設を行う企業」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答	
63	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	プラントの建設を行う者の参加資格要件	「特別目的会社による受注実績を元請として施工した実績」とは、特別目的会社から元請けとしての施工実績を有すると解釈してよろしいでしょうか。	国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社により、元請けとして施工した実績も含めるとの意味です。
64	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	プラントの建設を行う者の参加資格要件	焼却設備には熔融設備も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	プラントの建設を行う者の参加資格要件	「～廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備を元受けとして施工した実績を有すること。」とありますが、ここでいう「廃棄物」とは、下水汚泥処理に限られるとの理解でよろしいでしょうか。「廃棄物」の定義をお示しください。	廃棄物については、下水汚泥に限られず、家庭系一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物となります。
66	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	プラントの建設を行う者の参加資格要件	処理能力(50t/日以上)と稼働実績の要件記載がありますが、実績を証明する施設において処理能力と稼働実績の両方を満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	プラントの建設を行う者の参加資格条件	稼働実績において「安定稼働中」とありますが、その定義はありますか。(歩留り、稼働日数等)	過去1年の稼働実績として、当初の要求要件となる稼働日数又は年間処理量を満たすものを安定稼働中の施設とみなします。
68	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(ウ)・(エ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有するものを、業務総括責任者と副業務総括責任者各々を配置する必要があるのでしょうか。	その必要があります。
69	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(エ)	プラントの建設を行う者の参加資格条件	監理技術者を専任とありますが、常駐との理解で宜しいでしょうか。	専任は「常駐」までを求めるものと解することはできないと考えます。
70	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(エ)	プラントの建設を行う者の参加資格条件	配置する主任技術者または監理技術者は、設計期間と工事期間を分割登録しても良いと考えて宜しいでしょうか。また、分割登録可能な場合、設計期間と工事期間における各々の配置技術者は、要求水準書の「P21, 2, 2. 1, (2), 1)」にて設計時に配置要求されている技術者、「P23, 2, 2. 1, (3), 10)」にて施工時に配置要求されている技術者との各々兼務は可能でしょうか。	分割登録可能です。後段については兼務可能とします。
71	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(オ)	プラントの建設を行う者の参加資格条件	プラント建設を行う者として、例えば機械・電気的设计・建設を行う2社以上でJVを組成した場合は、これを1者と見なしてもよろしいでしょうか。	検討し、具体的には入札公告時に示します。
72	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(オ)	プラント建設を行う者の参加資格要件	「本業務に携わる者は1者とし、その者は応募者の構成員となること。」とありますが、建設JVで参画の場合、1者の解釈をご教示願います。	質問No. 71の回答を参照ください。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
73	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(オ) プラントの建設を行う者の参加資格要件	「本業務に携わる者は1者」と記載があります。 ①別項では建設JVも認められる記載となっているように解釈できますが、その理解で良いでしょうか。 ②建設JVが認められる場合、JVのすべての者は応募者の構成員になり、かつ、出資しなければならないのでしょうか。 ③JVを組まない場合でも、代表企業以外で構成員として複数の企業で実施できると解釈できますがその理解でよいでしょうか。	質問No. 71の回答を参照ください。
74	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(ア)・(イ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	「廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備（いずれも設備能力50t/日以上に限る）において1年以上運転管理業務を行った履行実績を有すること。」とありますが、ここでいう「廃棄物」とは、下水汚泥処理に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 「廃棄物」の定義をお示しください。 また、履行実績については特別目的会社による受注実績を元受けとして履行した実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、廃棄物については、下水汚泥に限られず、家庭系一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物となります。 後段については、ご理解のとおりです。なお、運転管理業務の実績については、元請けに限られません。
75	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(イ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	「運転経験を有する技術者を運営・維持管理開始から1年以上専任で配置できること」とありますが、技術者とは業務総括責任者及び副業務責任者の2名を指すとの理解で宜しいでしょうか。	業務総括責任者及び副業務総括責任者に限らず、そのような技術者を1名以上配置するという意味です。
76	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(イ)～(エ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	「廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備（いずれも設備能力50t/日以上に限る）での運転経験を有する技術者を運営・維持管理開始から1年以上専任で配置できること。」とありますが、配置する者は必ずしも業務総括責任者や副業務総括責任者として配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 また、配置する業務総括責任者と副業務総括責任者は、それぞれが下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(ウ)・(エ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有する者1名が、業務総括責任者と副業務総括責任者の兼務する事の可否を御教示下さい。	認められません。
78	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(カ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	「本業務に携わる者は1者」とありますが、運営・維持管理JVは認められないのでしょうか。	運営維持管理を行う者を1者とせず、複数の者での実施を認めることを検討します。具体的には入札公告時に示します。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
79	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(カ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営維持管理には運転業務・修繕業務・管理業務等が含まれ、複数の企業を必要とする場合が想定されるため、運営・維持管理企業は複数社で構成しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 78の回答を参照ください。
80	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(カ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営維持管理を行う者とは、例えば、運転業務を行う企業と修繕業務を行う企業とのJVとして組成した場合は、1者として宜しいでしょうか。	質問No. 78の回答を参照ください。
81	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(カ) 運営・維持管理を行う者の参加資格要件	「本業務に携わる者は1者とし、その者は応募者の構成員となること。」とありますが、JVで参画の場合、1者の解釈をご教示願います。	質問No. 78の回答を参照ください。
82	実施方針	13	第2	4	(2)	オ	燃料化物の有効利用を行う者の参加資格条件	「燃料化物の有効利用を行う者による確約書」は、様式の指定はありますか。	様式については、入札公告時に入札説明書において示します。
83	実施方針	13	第2	4	(2)	オ	燃料化物の有効利用を行う者の参加資格要件	「・・・事業提案書提出時に全ての燃料化物の有効利用を行う者による20年間の有効利用確約書を提出すること」とありますが、事業期間中の追加変更も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	当局の承諾の下、事業期間中の追加変更も認められます。
84	実施方針	13	第2	4	(2)	オ	燃料化物の有効利用を行う者の参加資格要件	「・・・事業提案書提出時に全ての燃料化物の有効利用を行う者による20年間の有効利用確約書を提出すること」とありますが、複数の有効利用先で複数年ずつ有効利用を行い、合計として20年間の有効利用を確約することも可能と考えて宜しいでしょうか。	事業期間20年に亘る20年間分全体の燃料化物の有効利用を確約するのであれば、複数の有効利用先で複数年ずつ有効利用することも認めます。
85	実施方針	13	第2	4	(3)	イ	応募者の失格及び構成の変更	「※1：やむを得ない事由の例」が記載されていますが、例であり他の理由も協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	協議の対象とはなりますが、「※1：やむを得ない事由の例」に該当しない場合、当局は構成員の変更を認めない想定です。
86	実施方針	13	第2	5	(1)		審査に関する基本的な考え方	「～入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。」との記載がありますが、ヒアリングを行う・行わないの判断は公平性を期すために「全入札参加者へヒアリングを行う」もしくは「全入札参加者へヒアリングを行わない」というように全入札参加者に同じ判断がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	実施方針	15	第2	5	(4)	イ	落札者の決定・公表	「※1：やむを得ない事由の例」が記載されていますが、例であり他の理由も協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	協議の対象とはなりますが、「※1：やむを得ない事由の例」に該当しない場合、当局は構成員の変更を認めない想定です。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
88	実施方針	16	第2	5	(5)		事業者の選定	落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合において、ペナルティは無いとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定締結後に、落札者における構成員及び協力企業が、15頁※1 不正2 事由及び以下①に該当した場合には、違約金の支払いを義務付ける想定ですが、詳細は入札公告時に基本協定書(案)において示します。 ①名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付 名古屋市長・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置を受けたとき
89	実施方針	16	第2	5	(6)		事業者を選定しない場合	事業者を選定しない理由として「～いずれの入札参加者も当局の財政負担削減の達成が見込めない等の理由により、～」との記載がありますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか。既に特定事業選定の段階でVFMが算出されており、財政負担削減を鑑みた予定価格が設定されているものと思料致します。	全ての入札参加者の提出する提案書が、本事業の基本的条件及び要求水準を満たさず、基礎審査を通過しない場合が想定されます。
90	実施方針	16	第2	6	(1)		基本協定の締結	「・・・速やかに、・・・」とありますが、概ねどの程度の期間をいただけますでしょうか。事業者各社の決済にかかる日程に配慮願います。	落札者決定後、3週間程度を想定しております。
91	実施方針	16	第2	6	(2)		特別目的会社の設立	「・・・速やかに、・・・」とありますが、概ねどの程度の期間をいただけますでしょうか。事業者各社の決済にかかる日程に配慮願います。	基本協定締結後、3週間程度を想定しております。
92	実施方針	16	第2	6	(2)		特別目的会社の設立	「・・・譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。・・・」とありますが、SPCが将来的に融資を受けることとなった場合の銀行への担保提供につきましてはご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	当局は、協議に応じます。
93	実施方針	17	第2	6	(6)		燃料化物売買契約の締結	燃料化物売買契約の締結は、運営・維持管理開始までに締結すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	燃料化物売買契約の締結は、基本契約の締結と同時に締結することとします。
94	実施方針	17	第2	7	(1)		著作権	「・・・入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」とありますが、情報公開条例に基づく開示請求の場合でも同様であるとの理解でよろしいでしょうか。	情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、同条例の規定に従い、請求内容に応じて個別に公開の可否を判断することになります。
95	実施方針	18	第3	3	(2)		入札保証金	契約規定14条(2)の規定を適用時は、入札参加表明書を申請時に確認頂き、資格審査結果時に「必要な」との通知を頂けると考えて宜しいでしょうか。	競争入札参加資格確認通知書にて通知します。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
96	実施方針	18	第3	3	(3)		契約保証金	運営・維持管理期間中も履行保証が必要となるのでしょうか。	入札公告時に示します。
97	実施方針	18	第3	3	(3)		契約保証金	「・・・契約期間中の履行保障を行うものとする。・・・」とありますが、運営・維持管理期間は単年度の履行保障でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
98	実施方針	19	第3	3	(4)	ウ	(エ) 運営・維持管理段階	定期的に業務の実施状況の報告とありますが、頻度は四半期程度との理解で宜しいでしょうか。	月ごとの報告となります。詳細は、「要求水準書(案)3.2(10)4)月間及び年間業務報告書」を参照下さい。
99	実施方針	19	第3	3	(4)	ウ	(オ) 財務状況	財務状況の報告は、設計・建設段階は不要で、運営維持管理が開始する平成32年10月以降に実施するとの理解で宜しいでしょうか。	事業開始以降、設計・建設期間を含め、毎年必要となります。
100	実施方針	21	第6	2	(1)	ア	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	DBO事業の場合、要求水準書未達が債務不履行とすると、広く債務不履行となりうるため、事業契約の解除に至る場合は、重要な債務不履行に限定するのが一般的と理解しておりますが、本件もその理解で宜しいでしょうか。また、要求水準書未達等の債務不履行はまだ発生しておらず、その懸念が生じた段階での改善勧告である場合は、事業契約の解除には至らないと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	前段については、重大な債務不履行に限らず、事業者が長期に亘り業務改善を行わない場合は、契約の解除となります。詳細は、入札公告時に、特定事業契約書(案)において示します。後段については、要求水準書未達が発生していない場合は、特定事業契約の解除には至りません。
101	実施方針	21	第6	2	(3)		いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力その他、貴局又は事業者の責めに帰することのできない事由により、特定事業契約が解除された場合におけるリスク(費用負担等)は、貴局が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	当局又は事業者の責めに帰することのできない事由により、特定事業契約が解除された場合のリスクとして、別紙2リスク分担表においては、不可抗力、法令変更、税制変更等を挙げています。当該リスク分担の詳細は、入札公告時に特定事業契約書(案)において示します。
102	実施方針	22	第6	2	(3)		いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	いずれの責めにも帰さない事由の場合における損害の負担についてご教示願います。	リスク分担の詳細は、入札公告時に特定事業契約書(案)において示します。
103	実施方針	24	別紙2	※1			リスク分担表	一定の割合までは事業者が負担するとありますが、事業者が負担すべき割合をご教示願いたい。	入札公告時に特定事業契約書(案)において示します。
104	実施方針	24	別紙2				地域対応	事業者が実施する業務による地域の要望等に関するものは事業者に○が付されていますが、本事業自体の実施に関する地域の要望は本事業自体を見直す必要があり、事業者だけで応じられるものではないため、ここは事業者がコントロール可能な業務のリスクを意味するとの理解で宜しいでしょうか。	「地域の要望等」とは、事業者が実施する業務に起因する騒音、悪臭、振動、地盤沈下等に伴う地域住民からの苦情等を想定しており、それは事業者のリスク分担となります。ただし、上記、騒音、悪臭、振動等に係る計測値が、要求水準及び法令規制値を満足している場合は、当局のリスク分担となります。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
105	実施方針	24	別紙 2				環境保全	「事業者が行う業務による環境問題」は業者に○が付されていますが、本事業自体の実施に関する「周辺の環境悪化」等には事業者は対処できないため、本事業の実施自体に関するものは市様のリスク負担との理解で宜しいでしょうか。	「事業者が行う業務による環境問題」は、原則事業者のリスク負担となります。ただし、騒音、悪臭、振動等に係る計測値が、要求水準及び法令規制値を満足している場合は、当局のリスク負担となります。
106	実施方針	24	別紙 2				契約締結	「当局の帰責事由により契約を締結できない、契約締結が遅延するなど」の場合は市様に○が付いていますが、市の議決が得られない場合、又は議決が遅れたことに起因し契約締結が遅れた場合もこれに含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	名古屋市の議決が得られない場合、又は議決が遅れたことに起因し契約締結が遅れた場合については、当局及び事業者ともにそのリスクは負担せず、双方にそれまで掛かった費用は互いに請求することができないこととします。
107	実施方針	25	別紙 2				燃料化物有効利用状況	「燃料化物の製造」及び「燃料化物の販売」において記載されている「入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質」は、要求水準書1.4(4)表1の記載を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者が提案において、更に広範囲の脱水汚泥に対応可能という提案をした場合は、その範囲が「入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質」となります。
108	実施方針	25	別紙 2				燃料化物有効利用状況	「燃料化物の製造」及び「燃料化物の販売」において、「入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質」を逸脱するために燃料化物が製造又は販売できない場合は市様のリスク負担とされていますが、これにより事業者に発生すると思われる燃料化物の処分に要する費用等の支払いなども、カバーしていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が、入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質を逸脱していたことにより燃料化物の処分に要する費用等が発生したことを証明した場合には、当局がその費用を負担します。
109	実施方針	25	別紙 2				燃料化物の販売	「燃料化物の販売」において、「入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質」を逸脱するために燃料化物が燃料化物有効利用企業へ販売できない場合は市様のリスク負担とされていますが、「入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質」を逸脱することが原因で、当初想定とは異なる用途としてしか販売できない場合も考えられますが、これらも市様のリスク負担との理解で宜しいでしょうか。	事業者が、入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質を逸脱していたことにより当初想定と異なる用途でしか販売できなくなったことを証明した場合には、当局のリスク負担となります。
110	実施方針	25	別紙 2				燃料化物の運搬・貯蔵・利用	「燃料化物の運搬・貯蔵・利用」において、「燃料化物を利用することに対する利用先周辺の対応」とは具体的にどのようなリスクを想定されているか、ご教示下さい。	騒音、振動及び悪臭等により利用先周辺に対して悪影響を与えるリスクが想定されます。
111	実施方針	24	別紙 2				物価変動	「※原則当局の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。」とありますが、具体的な割合をご教示願います。	質問No103の回答を参照下さい。
112	実施方針	24	別紙 2				不可抗力	「※原則当局の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。」とありますが、具体的な割合をご教示願います。	質問No103の回答を参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
113	実施方針	24	別紙 2	※1			リスク分担表	事業者が負担する一定の割合の範囲を御教示下さい。	質問No103の回答を参照下さい。
114	実施方針	25	別紙 2				用地	「・・・当局が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断・・・」とありますが、貴局および事業者の双方が合理的と判断した場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	実施方針	25	別紙 2				燃料化物有効利用状況	燃料化物の製造および販売のリスク分担において、「当局の提供する実際の脱水汚泥の質が入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質から逸脱した場合に～」との記載がありますが、ここでいう「質の逸脱」の程度については今後入札説明書等で明示される、もしくは、特定事業契約の締結時に協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	含水率、強熱減量及び高位発熱量については、要求水準書（案）1.4（4）に示す変動範囲を超える範囲が逸脱する範囲となります。一方、可燃分組成の各項目については、運営・維持管理時に要求水準書（案）1.4（4）に示す代表値から数値が逸脱したことを事業者が訴えた場合、当局は協議に応じます。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る意見

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見事項	意見に対する回答
1	実施方針							【建設JV】	JVの自由度を高めるために、乙型JVも認めて頂きますようお願い致します。	乙型JVは認めません。
2	実施方針							【不可抗力】	法令等の変更は不可抗力に含まれないとあります。事業者の責に及ばない事象であるため、不可抗力として頂きたい。	法令等の変更は不可抗力に含まれません。別紙2リスク分担表において、別途リスク分担を規定しています。
3	実施方針	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	建設段階	不発弾については、土地所有者である名古屋市殿の責任において探査及び必要に応じた撤去処理をして頂きたい。	不発弾の探査は事業範囲とします。処理などについても要求水準書(案)P34 2.2 (4)⑥に示す通り、不発弾探査の結果、不発弾が発見された場合は、当局の費用負担により別途処理を行うものとしますが、当局が協力を求めた場合には、事業者はこれに協力することとします。
4	実施方針	6	第1	2	(3)			選定結果の公表	提案に対する評価ポイントや評価理由等も各項目毎に公表して頂けないでしょうか。今後の提案力向上の参考にしたいと思います。	落札者に選定された入札参加者の評価ポイントや評価理由等については、審査講評において示します。ただし、特殊な技術・ノウハウ等に係る、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除きます。
5	実施方針	9	第2	3	(7)			技術対話の実施及びその結果に関する公表	事業提案書内容において、要求水準未達か否か、提案内容の主旨の確認等の機会を設けて頂くことで、貴市と事業者との認識の齟齬を埋めるため、提出後、技術対話又はヒアリングを是非お願いします。	事業提案書提出後、提案内容の確認のため、書面によるやり取りを実施する想定です。
6	実施方針	12	第2	4	(2)	ウ	(オ)	プラントの建設を行う者の参加資格要件	本事業の規模、重要性を鑑み、共同企業体での参加も可能な要件設定として頂きたい。	検討し、具体的には入札公告時に示します。
7	実施方針	12	第2	4	(2)	エ	(エ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	本事業の規模、重要性を鑑み、共同企業体での参加も可能な要件設定として頂きたい。	運営維持管理を行う者を1者とせず、複数の者での実施を認めることを検討します。具体的には入札公告時に示します。
8	実施方針	13	第2	4	(2)	オ		燃料化物の有効利用を行う者の参加資格要件	燃料化物の有効利用を行う者にとって、社会環境・経済情勢等への急変により、やむなく燃料化物を利用する事業の廃止・撤退の可能性がゼロとは断定出来ない中で、20年間の有効利用の確認書を提出することは極めて困難と想定されます。何らかのやむを得ない事由が発生した場合は、代替の有効利用先が見つかるのに十分な猶予期間を設ける等の条件付きで、受入れ中止を可とするような確認書でも可とすることをご検討頂きたい。	20年間の有効利用に係る確約書とします。
9	実施方針	13	第2	4	(2)	オ		燃料化物の有効利用を行う者の参加資格要件	燃料化物の有効利用を行う者の確約書は20年のものとしていますが、現在の社会環境・経済情勢等を踏まえると民間企業が20年を明記した確認書を提出することは困難と考えられます。できたら年数を限定しない確認書あるいは、受入が困難な状況となった場合は協議できるなどの条件付き確認書とすることをご検討頂きたい。	20年間の有効利用に係る確約書とします。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る意見

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見事項	意見に対する回答
10	実施方針	16	第2	6	(2)		特別目的会社の設立	特別目的会社は、運営維持管理を目的にしており設立後費用が掛かる為、「基本協定締結後速やかに」ではなく「基本協定締結後、運営維持管理に問題が生じない期間に」に変更して頂けないでしょうか。	特別目的会社は、基本協定締結後速やかに設立されることとします。
11	実施方針	16	第2	6	(2)		特別目的会社の設立	設立時期は会社設立後に発生する必要経費を低減するためにも、基本協定締結後速やかではなく、運営開始までに設立とさせて頂きたい。	特別目的会社は、基本協定締結後速やかに設立されることとし、当局と特別目的会社の間で運営・維持管理契約を締結することとします。
12	実施方針	16	第2	6			契約に関する基本的な考え方	別紙1に事業スキーム図があり、これによると建設工事請負契約（EPC契約）は貴局とプラント建設企業とで締結し、運営・維持管理委託契約（O&M契約）は貴局とSPC、燃料化物売買契約も貴局とSPCとで締結することになっております。この契約形態ではEPC契約の内容をSPCが知り得る（関与する）ことができず、本事業の目的であるライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果とDBO方式採用の意図に一部合致しないのではないかと懸念されます。	落札者全員とSPCが基本契約の当事者となる以上、これら全員が連携して事業に当たることを期待しています。従って、必要に応じてプラント建設企業・SPC間で情報共有を図る仕組みを構築して下さい。
13	実施方針	18	第3	3	(3)		契約保証金	履行保証保険について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約をもって履行保証を行えるよう配慮願います。	入札関係資料にて示します。
14	実施方針	24	別紙2				構成員・協力企業	「構成員・協力企業の能力不足等による業績悪化」とありますが、本事業が悪化等して事業遂行に支障をきたす場合については、契約書に債務不履行等として責任分担や対処が規定され、それが構成員等の能力不足に起因するものかどうかとは関係なく対処されるとの理解です。このような場合は、それぞれ具体的に運営・維持管理等のリスク分担としてリスク分担表に記載されていますし、他のDBO案件でもこのような欄は見ないため、この「構成員・協力企業の能力不足等による業績悪化」の欄はご削除いただけませんか。または、存置する必要がありましたら、他のリスク分担の欄でカバーできず、この欄のみでカバーされる事態として想定されている事態を、ご教示いただけますようお願い致します。	応募者が参加資格審査を通過したとしても、構成員・協力企業の能力不足に対して、当局は責任を負わないという意味です。リスク分担表からは削除しません。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答	
1	要求水準書(案)	4	1	1.2	(2)	②	敷地面積	本事業用地は約40m×68mという認識でよろしいでしょうか。また本事業用地と工事用地は同じという理解でよいでしょうか。	別紙1のとおりです。燃料化施設は外壁を含めて本事業用地内に設置することが条件となります。	
2	要求水準書(案)	4	1	1.2	(2)	④	用途地域	容積率と建ぺい率をご教示下さい。	容積率200%、建ぺい率60%です。詳細については、事業者にて名古屋市都市計画情報を確認して下さい。	
3	要求水準書(案)	4	1	1.2	(2)	⑦	その他の地区指定	緑化区域、臨港防災区域(1種)、臨港地区(工業港区)とありますが、受注前段階では関係諸官庁との協議ができなため、今回の施設建設に関する具体的な規制内容をご教示下さい。	緑化区域、臨港防災区域(1種)、臨港地区(工業港区)における、施設建設に関する規制内容については、事業者にて名古屋市都市計画情報を確認して下さい。	
4	要求水準書(案)	4	1	1.2	(2)	⑧	塩害区域	塩害区域(海岸線より200m以内の区域と同程度)とありますが、受注前段階では関係諸官庁との協議ができなため、今回の施設建設に関する具体的な規制内容をご教示下さい。	土木及び建築施設については、当局構造物設計指針に準拠し、鉄筋かぶり及び材料に配慮して下さい。設備の使用材料、塗装仕様については、塩害区域に配慮した上で、事業者の提案によります。	
5	要求水準書(案)	4	1	1.2	(2)	⑪	敷地条件	計画地盤高が周辺地盤高より1m高くなっていますが、段差は法面にて処置できると考えてよろしいでしょうか。	周辺地盤高は当局の敷地外の地盤高、計画地盤高は構内の地盤高となり、本事業用地界の段差はありません。	
6	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	2)	①	土木工事	既設構造物撤去工事が受注者範囲となっておりますので、見積前提となる情報の提示をお願いします。	要求水準書(案)別紙7「既設構造物想定図」をご確認下さい。
7	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	2)	①	土木工事	本書記載以外の地中埋設物は無いとの理解で宜しいでしょうか。また、仮に想定外の埋設物が発見された場合、その処理ならびに工事遅延に関する費用は、貴局にてご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	入札公告時に公表する資料において確認できない地中埋設物であり、著しく想定の外れる埋設物が発見された場合には、協議の上、決定します。
8	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	2)	①	土木工事	不発弾探査につきまして、建設地近辺での探査資料、不発弾処理の実績等ありましたら、ご提示願います。	入札公告後、閲覧資料として公表します。
9	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	2)	①	土木工事	「土壌汚染対策法」に定める掘削土砂の汚染処理業務は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、要求水準書(案)P33の汚染拡散防止計画書届出書の抜粋に準拠して下さい。
10	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	3)	⑥	エネルギー管理業務	具体的な業務内容につき、ご教授ください。	要求水準書(案)P41 3.2 (5)エネルギー管理業務をご確認下さい。
11	要求水準書(案)	6	1	1.3	(2)	2)	⑩	燃料化物の有効利用業務(※2)	「全ての燃料化物有効利用先による」の「全て」とは、提案時における予定利用先の全てとの解釈で宜しいでしょうか。受託後、確約書を取っていない利用先との引取は不可との解釈にて宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、確約書を取っていない利用先との引取は、当局の承諾のもと、認めます。
12	要求水準書(案)	6	1	1.3	(2)	2)	⑩	燃料化物の有効利用業務(※2)	「事前説明を行った結果を証明する書類」とは、自治体への説明を実施した結果の議事録と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
13	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	⑪	副生成物の引き渡し業務	実施方針p5に副生成物の処分費(運搬費含む)は事業者が負担するとあります。この要求水準書での副生成物の引き渡し業務とは何か、ご教授ください。	副生成物の引き渡し業務とは、副生成物の運搬車両への積み込みのことを言います。
14	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	※2	地方自治体への事前説明	燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体へ事前説明を行った結果の証明は、議事録等でよろしいでしょうか。	質問No12の回答を参照下さい。
15	要求水準書(案)	6	1	1.3	(2)	⑰	運営・維持管理段階	環境影響評価資料作成支援等とは、具体的にどのような作業でしょうか。ご教示願います。また、環境影響評価資料作成支援等の業務は設計・建設段階では生じないとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、環境影響評価資料の作成等、本事業の履行に際し当局で実施すべき事項に対し、事業者が所有する情報の提供や、資料の提出のことを言います。後段は、設計・建設段階においても生じます。
16	要求水準書(案)	7	1	1.3	(4)	(ヤ)～(リ)	遵守すべき関連法令等	名古屋市の条例は市のホームページで確認することはできますでしょうか。	名古屋市例規類集にて確認することができます。 http://www.reiki.city.nagoya.jp/
17	要求水準書(案)	7	1	1.3	(5)		基準及び仕様等	基準及び仕様等は、「契約時点での」最新のものという理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設は、入札公告時点での最新のものとなりますが、運営・維持管理においては各段階の着手時点での最新のものとなります。
18	要求水準書(案)	7	1	1.3	(5)		基準及び仕様等	「基準および仕様書は最新のものを使用すること」とありますが、国内情勢の急変等(例：大震災や津波被害等の発生による基準の強化)によって入札時と設計時で基準および仕様等に大きな差異が生じた場合、工事物量の増加や工期延長等による費用増加に対し、設計変更に応じて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	設計及び建設、運営・維持管理の各段階において、必要に応じて協議の上、決定します。
19	要求水準書(案)	7	1	1.3	(5)		基準及び仕様等	本書における仕様について、機能上同等以上であれば相当品の使用は可能と考えて宜しいでしょうか。例：JIS ⇒ ASTM等	原則、要求水準書(案)に示すとおりとしますが、詳細については、設計及び建設段階における協議とします。
20	要求水準書(案)	8	1	1.3	(5)	② (ア)～(オ)	土木建築工事関係	名古屋市上下水道局の指針・仕様書・基準類は市のホームページで確認することはできますでしょうか。できない場合は入札前に貸与願います。	局公式ウェブサイトで確認できます。確認できないものは閲覧できるように公表します。
21	要求水準書(案)	7	1	1.3	(5)	③	機械電気設備工事関係	名古屋市上下水道局-工事共通仕様書、及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修-公共建築工事標準仕様書の基準図書がありますが、記載事項に相違がある場合には上位に記載の貴局仕様書に従うという理解でよろしいでしょうか。また、貴局が想定されているそれぞれの基準への適用の考え方が御座いましたら、ご教示の程お願いいたします。その他基準書についても、記載事項に齟齬がある場合には、上位に記載の基準に従うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については協議の上、決定します。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
22	要求水準書(案)	9	1	1.3	(5)	③	(イ) 機械電気設備工事関係	名古屋市上下水道局の指針・仕様書・基準類は市のホームページで確認することはできますでしょうか。できない場合は入札前に貸与願います。	質問No. 20の回答を参照下さい。
23	要求水準書(案)	9	1	1.3	(6)	①・③	下水汚泥固形燃料化技術	日本国内で民設民営方式により、下水処理場の下水汚泥脱水ケーキを主とし他汚泥との共処理による固形燃料化事業を行っている技術で、且つ、海外の下水処理場で稼働中の固形燃料化技術ですが、①或いは③に該当と認めて頂けるかご教示願いたく。	日本国内の下水道事業としての位置づけにおいて、当該技術がプラントの建設を行う者の企業製であり、入札公告日までに設計及び建設、運営・維持管理が行われている場合、①に該当します。①に該当しない場合で、入札公告で示す参加資格要件を満足する場合、入札公告後に実施予定の技術対話及び事業提案書における実績確認にて③に該当するか判断します。なお、③については、対象とする脱水汚泥の性状及びその変動範囲が日本国内の燃料化施設規模で、日本国内の下水汚泥を対象に問題なく処理が可能であることが証明されている必要があります。
24	要求水準書(案)	10	1	1.4	(7)	2)	① 設計段階	実施設計については納期の設定はなく、施工開始前に完了検査を終えればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	11	1	1.4	(1)		基本処理フロー	本施設の排ガスは、集合煙突に合流するものと思慮いたしますが、他設備停止時に本施設の排ガスが逆流しない措置がとられているものと理解して宜しいでしょうか。また、同措置が不十分で、他設備側に不具合が生じた場合は、貴局にて対応いただくものと理解で宜しいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案)	11	1	1.4	(4)		汚泥性状	運営期間内で脱水機更新に伴う汚泥含水率の低下(低含水化)は想定しておく必要はないでしょうか。必要な場合は想定される低含水率を明示してください。	要求水準書(案) P12 1.4 (4)汚泥性状の範囲を想定して下さい。
27	要求水準書(案)	11	1	1.4	(4)		汚泥性状	脱水汚泥性状は、責任分界点での性状(ポンプ圧送時の滑材注入等による含水率等の性状変化は考慮済み)という理解でよろしいでしょうか。	脱水汚泥圧送ポンプ一次側での性状となります。本事業用地への供給区間において、滑材注入等により含水率が要求水準書(案)表1及び図3に示す性状範囲より著しく逸脱した場合には、協議の上、適切に対応します。
28	要求水準書(案)	12	1	1.5	(1)		電力	年間の停電(計画・突発)の実績を明示してください。また電力量の計測方法についても明示してください。	前段について、突発停電の実績はありません。年1回の電気設備保守点検にて停電を予定しています。後段については、要求水準書(案) P31 2.2 (3) 1) 高圧受変電設備をご確認下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
29	要求水準書(案)	12	1	1.5	(1)		電力	「燃料化施設で必要となる電力は、空見SRC受電棟電気室内の特高二次高圧配電盤（盤記号R-MC-118）より、高圧電力供給（3φ、AC6,600V、60Hz、1回線）を受けるものとする。・・・」とありますが、事業者が使用した電力使用量に応じて、貴局へ電気使用料金をお支払いするとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記の場合、事業者に帰責事由がなくデマンドが超過し、電気基本料金が増額となった際は、事業者は増額となる前の基本料金に基づき電気使用料金をお支払いするとの理解でよろしいでしょうか。	上段、下段とも、ご理解のとおりです。
30	要求水準書(案)	12	1	1.5	(2)		運転操作設備	中継端子盤見積を行うため、取合う信号を具体的に明示してください。	取合い信号の詳細については、設計段階における協議の上決定とします。
31	要求水準書(案)	13	1	1.5	(3)		電気室及び監視室スペース	図4 電気関係取合い図に記載がある燃料化施設内の電気設備は全て本事業用地約2,720m ² に配置すると考えてよいでしょうか。 また、本事業用地面積の拡張は可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、認められません。
32	要求水準書(案)	13	1	1.5	(4)		上水	既設取合い点の分岐バルブは設置済みと考えてよいでしょうか。	当局が別途建設する処理施設建設時の施工となりますが、本事業と同時期の施工を予定しており、詳細の時期については、建設段階における他工事との連携・調整にて対応して下さい。
33	要求水準書(案)	13	1	1.5	(4) (5)		上水 工水	上水は、直圧ではなく、貴SRC内で縁切されているものと考えて宜しいでしょうか。 また、上水および工水の塩化物イオン濃度をご教示願います。	前段は、空見SRC場外からの引込管直結の状態であり、空見SRC場内にて縁切したものではありません。 後段については、入札公告時に提示します。
34	要求水準書(案)	13	1	1.5	(5)		工水	既設取合い点の分岐バルブは設置済みと考えてよいでしょうか。	当局が別途建設する処理施設建設時の施工となりますが、本事業と同時期の施工を予定しており、詳細の時期については、建設段階における他工事との連携・調整にて対応して下さい。
35	要求水準書(案)	13	1	1.5	(7)		汚水排水	「別紙4に記載するルートに低濃度返流水管を設置し、必要な位置に管接合すること」の記載がありますが、別紙4に記載の事業用地南側の排水ルートについては、燃料化設備のレイアウト上不要であれば、敷設不要との理解でよろしいでしょうか。 また、返流水の接続先については、既設返流水管マンホールとすることも可能でしょうか。	前段について、事業用地南側の低濃度返流水管の敷設については、燃料化施設のレイアウトに係らず、本事業にて実施して下さい。 後段については、入札公告時に改めて示します。
36	要求水準書(案)	14	1	1.5	(6)		二次処理水	既設取合い点に分岐バルブは設置済みと考えてよいでしょうか。	当局が別途建設する処理施設建設時の施工となりますが、本事業と同時期の施工を予定しており、詳細の時期については、建設段階における他工事との連携・調整にて対応して下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
37	要求水準書(案)	14	1	1.5	(7)		汚水排水	「本事業用地西側に隣接し当局が別途建設する処理施設との責任分界点」とは具体的な場所の指定があれば、ご教示願います。	要求水準書(案)別紙4「責任分界点詳細図」をご確認下さい。
38	要求水準書(案)	14	1	1.5	(7)		汚水排水	「汚水排水は、プラント排水と生活排水に分別して接続すること。」とありますが、分別が必要な箇所は低濃度返流水管(φ250mm)まで、との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書(案)	14	1	1.5	(7)		汚水排水	プラント系排水及び生活系排水ともにΦ250と考えてよいでしょうか。	プラント系排水及び生活系排水ともに適切な配管径によって、低濃度返流水管φ250mmに接続して下さい。
40	要求水準書(案)	15	1	1.5	(7)		汚水排水	汚水排水の基準について、温度の基準はないとの認識でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、排水量によっては宝神水処理センターへの返流水温度を考慮して低減を要求します。空見SRCとして場外の返流水管への排水温度は、下水道条例に準じて45℃です。
41	要求水準書(案)	15	1	1.5	(7)		汚水排水	汚水排水の許容温度をご教示願います。使用水量を算定するために必要となります。	質問No.40の回答を参照下さい。
42	要求水準書(案)	15	1	1.5	(8)		雨水排水	「雨水排水は、雨水側溝を整備したうえで、空見SRC内の既設埋設管に接続する」との記載がありますが、別紙4の責任分界点詳細図では、既設自由勾配側溝へ接続しているように見えます。記載事項のご確認をお願いいたします。	入札公告時に改めて示します。
43	要求水準書(案)	15	1	1.5	(9)		補助燃料	既設取合い点の分岐バルブは設置済みと考えてよいでしょうか。	当局が別途建設する処理施設建設時の施工となりますが、本事業と同時期の施工を予定しており、詳細の時期については、建設段階における他工事との連携・調整にて対応して下さい。
44	要求水準書(案)	16	1	1.5	(10)		脱水汚泥	脱水汚泥管の口径と圧力を明示してください。	入札公告時に提示します。
45	要求水準書(案)	16	1	1.5	(10)		脱水汚泥	既設取合い点に分岐バルブは設置済みと考えてよいでしょうか。	当局が別途建設する処理施設建設時の施工となりますが、本事業と同時期の施工を予定しており、詳細の時期については、建設段階における他工事との連携・調整にて対応して下さい。
46	要求水準書(案)	16	1	1.5	(11)		煙道	煙道工事期間中は、既設焼却炉を停止しての工事となります。停止期間は、事業提案書に記載する当該工事期間を満足して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	煙道工事に伴う既設焼却炉の停止は考えていません。
47	要求水準書(案)	17	1	1.6	(1)		騒音規制基準	ここでの敷地境界とは、空見SRC全体の敷地境界をしてよろしいか。	ご理解のとおりです。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
48	要求水準書(案)	17	1	1.6	(1)		騒音規制基準	法令で規定されている基準値に比べ目標値が厳しいように思われますが、目標値とは、あくまでも努力目標値であり、必ず満足する必要がある数値ではないとの認識でよろしいでしょうか。また敷地境界とはスラッジリサイクルセンター、事業用地どちらを指すのでしょうか。スラッジリサイクルセンターの場合、敷地境界を明示願います。	前段については、目標値を満足する必要があるため、入札公告時に改めて示します。後段については、空見SRCの敷地境界を示します。本事業の発生音源から想定される敷地境界上の騒音が、本要求水準の目標値と同程度以下の値になっていることを、事業者の責任において確認して下さい。なお、敷地境界については、入札公告時に示します。
49	要求水準書(案)	17	1	1.6	(1)		騒音規制基準	満足すべき値は基準値と考えてよいでしょうか。	質問No. 48の回答を参照下さい。
50	要求水準書(案)	17	1	1.6	(2)		振動規制基準	ここでの敷地境界とは、空見SRC全体の敷地境界をしてよろしいか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書(案)	17	1	1.6	(2)		振動規制基準	満足すべき値は基準値と考えてよいでしょうか。	目標値を満足する必要があるため、入札公告時に改めて示します。
52	要求水準書(案)	18	1	1.6	(1)		排出ガス基準	法令で規定されている基準値に比べ目標値が厳しいように思われますが、目標値とは、あくまでも努力目標値であり、必ず満足する必要がある数値ではないとの認識でよろしいでしょうか。また、満足する必要がある数値は受注者の技術提案での提示値、及び法令で定められた基準値であるという認識でよいでしょうか。 ※NOxやSOxの値は汚泥性状によっても変動するため、提示の目標値は少し厳しいように思われます。	要求水準書(案) P18 1.6 (3) 1) 有害ガスに関する基準に記載のあるとおり、目標値を満足する必要があります。
53	要求水準書(案)	20	1	1.6	(5)		景観への配慮	「空見スラッジリサイクルセンター(仮称)空間計画検討報告書」の内容を開示願います。	入札公告後、閲覧資料として公表します。
54	要求水準書(案)	20	1	1.6	(7)		その他	「空見スラッジリサイクルセンター(仮称)建設事業に関する環境影響評価書」の内容を開示願います。	入札公告後、閲覧資料として公表します。
55	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	1)	設計	設計期間中に配置する管理技術者及び照査技術者は、同一技術者にて兼務することができると考えて宜しいでしょうか。	認められません。
56	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	1)	設計	管理技術者が照査技術者を兼務することの可否を御教示下さい。	質問No. 55の回答を参照下さい。
57	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	1)	設計	設計期間中に配置する管理技術者及び照査技術者は、専任ではないと考えて宜しいでしょうか。	専任である必要はありません。
58	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	1)	設計	設計期間中に設置する建築担当技術者は、専任ではないと考えて宜しいでしょうか。	専任である必要はありません。
59	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	1)	設計	配置する技術者は、事業者が束ねる下請業者及び業務委託先から派遣することは、可能でしょうか。	配置技術者を、下請業者等から配置することは可能ですが、建築物の設計・工事監理において、H27.6の建築士法の改正により、延べ面積300㎡を超える建築物に関しては、一括再委託の禁止となっており、建築設計の全てを下請け業者等に委託するのは不可能です。
60	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	2)	⑫ 提出図書	フローパネルは展示用パネルとの解釈で宜しいでしょうか。また、形状、数量の指定はありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者提案によります。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
61	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	9)	① 環境対策	土壌の汚染状況については環境影響評価書及び汚染拡散計画届出書により確認するとあります。既に名古屋市殿にて調査済みであり、その報告書にて確認できると理解してよろしいでしょうか。	土壌の汚染状況については環境影響評価書及び汚染拡散計画届出書により確認いただけます。
62	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	9)	環境対策	「土壌汚染対策法」に定める掘削土砂の取り扱い範囲外との位置付けであります。万一、調査・施工時に法的に取り扱い範囲となった場合、そのかかる対策費用は貴局負担との理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、原則、要求水準書(案) P33 2.2 (4) ④に示すとおり、汚染拡散防止計画書届出書を遵守し、場外に搬出する場合は、事業者の責任と費用において適正に管理および処分を行ってください。
63	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	③ 見学者	現地施工中の見学会は、貴局と事業者との協議の上、現地施工状況を勘案して実施することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	③ 見学者対応	見学者の対応業務の内容をご教示願います。また、見学者対応の主体は貴局との理解で宜しいでしょうか。	見学案内の補助説明や安全管理にご協力頂くことを想定しています。
65	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	③ 施工管理	「空見SRC内において当局が行う維持管理業務に協力すること」との記載がありますが、作業場所や時期の調整という程度と理解しているがそれでよいでしょうか。そうでない場合、どのような協力を想定しているか具体的な例をご教示ください。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑩ 電気保安技術者	「建設JV」のうち、構成員でない協力企業からの選任は可能との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施できるのであれば、協力企業からの選任も可とします。
67	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑩ 電気保安技術者	電気設備工事期間中に配置する電気保安技術者は、専任ではないと考えて宜しいでしょうか。また、現地常駐ではないと考えて宜しいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
68	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑩ 施工管理	「電気設備工事期間中において・・・電気保安技術者として配置すること」とありますが、「専任」「常駐」は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 67の回答を参照下さい。
69	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑪ 土木工事期間中の技術者	「建設JV」のうち、構成員でない協力企業から選任は可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑪ 主任技術者または監理技術者	土木工事期間中に配置する主任技術者または監理技術者は、現地常駐ではないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑪ 施工管理	「土木工事期間中において・・・主任技術者または監理技術者として・・・本工事に専任で配置すること」とありますが、「常駐」は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 70の回答を参照下さい。
72	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑫ 建築工事期間中の技術者	「建設JV」のうち、構成員でない協力企業から選任は可能との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、建築士法等各種法令を満足できるのであれば、協力企業からの選任も可とします。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
73	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑫ 主任技術者または監理技術者	建築工事期間中に配置する主任技術者または監理技術者は、現地常駐ではないと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、建築士法等各種法令を満足できるのであれば、協力企業からの選任も可とします。
74	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑫ 施工管理	「建築工事期間中において・・・主任技術者または監理技術者として・・・本工事に専任で配置すること」とありますが、「常駐」は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 73の回答を参照下さい。
75	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑬ 工事監理者	工事監理者は、施工期間中に配置すると考えて宜しいでしょうか。また、専任、現地常駐ではないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑬ 施工管理	「工事監理者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること」とありますが、「専任」「常駐」は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 75の回答を参照下さい。
77	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑬ 資格	事業者は工事監理者として一級建築士の資格を有するものを配置することとありますが、兼務でも良いと考えてよろしいですか。また、この文言は事業者内部の工事監理に関する記載であり、1.3 (3) 1)⑤の記載内容(燃料化施設の設計及び建設の監督及び検査)からして建築基準法上の工事監理者は名古屋市殿と考えてよろしいでしょうか。	前段について、設計期間中に配置する建築担当技術者が建築工事の工事監理者として配置されることは認められますが、建築工事に係る主任技術者または監理技術者と兼務することは認められません。 後段について、本項で求める工事監理者は、建築基準法上の工事監理者のことを言います。また、建築基準法上の工事監理者は、要求水準書(案) P22 2.1(3) 3)建設に伴う許認可等に記載あるように、事業者側で立てることになります。
78	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑬ 施工管理	工事監理者として一級建築士の資格を有する者の配置が必要な期間は、建築工事期間中との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	⑩ ～ ⑬ 施工管理	事業者が必要とする各種資格は建設JVの場合、事業者＝建設JVでJV構成各社のいずれかに所属していればよいという理解でよいでしょうか。	⑩については、質問No. 66の回答を参照下さい。 ⑪については、質問No. 69の回答を参照下さい。 ⑫については、質問No. 72の回答を参照下さい。 ⑬については、ご理解のとおりですが、質問No. 77の回答も参照下さい。
80	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	10)	⑩ ～ ⑬ 配置技術者	配置する技術者及び監理者は、事業者が東ねる下請業者及び業務委託先から派遣することは、可能でしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、各種法令を満足できるのであれば、可とします。質問No. 66, 69, 72, 77の回答も参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
81	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	9)	⑪ 資格 ～ ⑬	土木工事、建築工事および工事監督者として資格要因が満足していれば同一者を当ててよろしいでしょうか。また、専任としなくてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、各種法令を満足できるのであれば、可とします。金額に応じて専任は必要になります。
82	要求水準書(案)	24	2	2.1	(3)	12)	① 作業日及び作業時間	作業日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とするとの記載がありますが、貴局の承認を得た場合には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始も作業を行うことが出来ると考えてよろしいでしょうか。	原則認められません。
83	要求水準書(案)	25	2	2.1	(4)	3)	他工事間調整	貴局が発注された他の工事との調整により、事業者の工事が遅延した場合や損害を受けた場合のリスクは、貴局が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	他の工事との調整の結果、事業者の帰責事由に依らないことが明確にされた場合には、協議の上、適切に対応します。
84	要求水準書(案)	25	2	2.1	(4)	3)	他工事間調整	①資材置き場等については将来増設用地など指定外の場所でも空きがあった場合は使用させて頂けることは可能と考えて良いかご教示下さい。 ②重量物の搬入もあることから、工事車両ルートの高さや重量制限がある場合、ご教示下さい。	①については、原則認められません。 ②については、高さ、重量に施設としての制限はありませんが、敷地や地盤の状況、地下埋設物などの既存構造物を十分に調査・把握した上で道路の保全に努め、適宜養生を行ってください。
85	要求水準書(案)	26	2	2.2	(1)	2)	② 配置計画	現場事務所の設置位置は、施工計画上可能であれば、建設予定地隣接の施工ヤードに設置してもよろしいでしょうか。また、その場合現場事務所設置位置を作業員駐車場等にあてても問題ないでしょうか。	原則指定された箇所へ設置することとします。
86	要求水準書(案)	26	2	2.2	(1)	2)	⑦ 配置計画	防鳥対策を講じることとありますが、建設段階では予測困難なため、試運転中で問題が生じた箇所に対応させていただくことでよろしいでしょうか。	設計及び建設段階において、既設第1期焼却施設の糞害状況や防鳥対策状況を確認した上で、適切な対策を行うことが求められます。また、試運転中において問題が生じた場合においても、追加対策にて対応して下さい。
87	要求水準書(案)	26	2	2.2	(1)	3)	② 計量機器	使用電力と電力使用量の違いは何でしょうか？	使用電力は”W”であり、電気盤等に取り付ける電力計を指します。 使用電力量は”Wh”であり、電気盤等に取り付ける電力量計を指します。
88	要求水準書(案)	26	2	2.2	(1)	3)	③ 計量機器	プラント排水のシアン化合物濃度が十分に低いと事前に判断できる場合、24時間のシアン化合物測定は省略してよろしいでしょうか。	原則認められません。
89	要求水準書(案)	26	2	2.2	(1)	3)	④ 計量機器	排ガス項目のうち、計測信号の発信が求められていない項目（硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素、一酸化二窒素）については、連続監視ではないとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案) P40 3.2(2)測定等に関する業務において、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素、一酸化二窒素については、24時間連続測定機を用いた監視・記録を求めています。
90	要求水準書(案)	28	2	2.2	(2)	1)	汚泥受入・供給設備	脱水汚泥はポンプ圧送による受入を行うとのことですが、取合口径・圧力等の取合い条件をご教示願います。(許容される配管延長判断のため)	質問No. 44の回答を参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
91	要求水準書(案)	28	2	2.2	(2)	3)	燃料化物貯留設備	貴局所有のトラックスケールの外形寸法をご教示願います。 搬出用トラックが適用可能か確認するために必要となります。	入札公告時に提示します。
92	要求水準書(案)	28	2	2.2	(1)	5)	⑧ 安全対策	予備機の有無やバックアップ方法は、事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	29	2	2.2	(2)	5)	排煙処理設備	燃料化施設用地西側～既設焼却設備煙道設置架台間の煙道架台は、本工事対象外との理解でよろしいでしょうか。	燃料化施設用地西側～隣接する処理施設(別途建設予定)東側までの煙道架台の建設は、本事業範囲となります。
94	要求水準書(案)	30	2	2.2	(2)	9)	廃熱利用設備	廃熱の利用メリットが無い場合は設けないことはできませんでしょうか。また、廃熱利用を行うことによる技術評価を明示していただけますでしょうか。	入札公告時に改めて示します。
95	要求水準書(案)	30	2	2.2	(2)	11)	外壁工事	外壁の塗装は本事業にて行うこと、外壁意匠については別途工事とするとあります。塗装と意匠は密接にかかわるため、いずれも別途工事と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおり、外壁塗装については本事業範囲内とし、外壁意匠については別途工事とします。
96	要求水準書(案)	30	2	2.2	(2)	11)	外壁工事	同時期に新設する焼却設備北・南側の外壁は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書(案)	31	2	2.2	(3)	1)	高圧受変電設備	引込点の計量用電力量計はデマンド計測不要という認識でよろしいでしょうか。	デマンド超過時の責任明確化のため、引込点の計量用電力量計はデマンド計測を行って下さい。
98	要求水準書(案)	32	2	2.2	(3)		電気設備に関する要求水準	既設との取合において、既設運転方案の改善等、機能増設が必要となった場合、貴局にて対応頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)	32	2	2.2	(4)	②	土木に関する要求水準	「地質調査に関する資料は別紙2に示すとおり」とありますが、地盤の液状化の有無については別紙2では判別できず、見積に大きく影響するため、詳細情報を提示願います。また、土中に転石などがある場合は最大径をご教示下さい。付近の既存施設の杭仕様についてご教示願います。	前段について、入札公告後、ボーリングデータを閲覧資料として公表します。 後段について、入札公告後、竣工図書を閲覧資料として公表します。
100	要求水準書(案)	32	2	2.2	(4)		土木に関する要求水準	土木工事と建築工事の区分は、事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	当局の構造物設計指針を原則とし、それに明示されないものについてはご理解のとおりです。なお、特定行政庁の指導により、建築構造物としての要求水準を求められた場合には、その指導に従ってください。
101	要求水準書(案)	33	2	2.2	(4)	④ (イ)	タイヤ洗浄装置	装置の利用は無償との理解で宜しいでしょうか。	装置の利用は無償ですが、装置の修繕、維持管理費用及び洗浄水、電気料金等は工事期間中のユーティリティと同様として、事業者負担となります。
102	要求水準書(案)	34	2	2.2	(4)	⑥	土木に関する要求水準	不発弾が発見された場合の工程遅延は精算できると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 104の回答を参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
103	要求水準書(案)	34	2	2.2	(4)	5)	⑥ 不発弾	不発弾処理により、事業者の帰責によらず工期が遅延した場合は、事業者へのペナルティーは無いものと考えます。	質問No. 104の回答を参照下さい。
104	要求水準書(案)	34	2	2.2	(4)	5)	⑥ 不発弾	不発弾処理により、事業者の帰責によらず工期が遅延した場合は、事業者がその期間に要した費用は貴局にて負担頂けるものと考えます。	協議の上、適切に対応します。
105	要求水準書(案)	34	2	2.2	(4)	⑮	土木に関する要求水準	計画地盤高の変更は行わないとの記載がありますが、発生残土の有効利用として、燃料化施設の地盤高さを上げることも不可でしょうか。	認められません。
106	要求水準書(案)	35	2	2.2	(5)	④	建築・建築設備に関する要求水準	電気室・監視室と執務・事務スペースは合棟としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書(案)	35	2	2.2	(5)	⑦	建築・建築設備に関する要求水準	火災報知機等の消防設備、火報地区監視版の設置などが記載されていますが、設置の有無は消防法または市火災予防条例に従うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書(案)	35	2	2.2	(5)	⑧	建築・建築設備に関する要求水準	通信手段については、常時当局側と連絡が取れるような手段を講じることとありますが、携帯電話の使用も可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書(案)	35	2	2.3	(1)		試運転	試運転開始の定義(焼却炉などの場合受電時や火入れ時など)を御教示下さい。	燃料化施設において本受電を行い、単体試験・組み合わせ試験が完了した後の連続運転によるならし運転を試運転開始としています。
110	要求水準書(案)	36	2	2.3	(1)	⑨	試運転の燃料化物及び副生成物	脱水汚泥の排出事業者は、貴局であると思料します。プラント建設企業又は建設JVは、産業廃棄物処分業の許可を保有しておりません。従って、試運転用で発生する燃料化物及び副生成物を廃棄物処分する場合の責任(マニフェスト発行)は貴局と理解しますが宜しいでしょうか。なお、処分費用は事業者にて支払うものとして理解しております。	入札公告時に改めて示します。
111	要求水準書(案)	36	2	2.3	(2)	③	性能試験	3日間の性能試験では、3日間のトータルでの定格負荷量を満足すれば合格であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書(案)	36	2	2.3	(2)		性能試験	供給される脱水汚泥の性状によっては、燃料使用量や電力使用量等に影響し、温室効果ガスの算定値等が変動することが予想されます。性能試験においては、脱水汚泥性状を加味した補正を行い、評価されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書(案)	39	3	3.1	(3)	2)	① ～ ⑪ 常時の体制	専任した作業主任者が複数の資格を有している場合、作業主任者は兼任可としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
114	要求水準書(案)	39	3	3.1	(3)	2)	② 電気主任技術者	「～電気主任技術者免状の交付を受けているもので、電気主任技術者として3年以上の実務経験を有するものを、電気保安担当者として配置すること。」とありますが、事業者が提案する施設にみあった区分(第三種など)の電気主任技術者を配置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書(案)	39	3	3.1	(5)	②	上水工水補助燃料	単価について御提示をお願い申し上げます。	入札説明書等に示します。
116	要求水準書(案)	39	3	3.1	(5)		ユーティリティ条件	電力に関する条件をお願い申し上げます。	入札公告時に提示します。
117	要求水準書(案)	40	3	3.2	(2)	⑧	測定などに関する業務	24時間連続測定機を用いた測定・記録の対象について、燃料化方式により、発生が極微少であることが分かっている項目については、連続測定の対象から除外頂けないでしょうか。※環境局への計測信号の発信が求められている項目については24時間連続監視対象とします。	原則認められません。
118	要求水準書(案)	42	3	3.2	(9)	1)	見学者対応	見学者の対応に協力することとなっておりますが、見学者の説明員の可否など具体的な条件を明示願います。また説明用看板のサイズや個数、パンフレットの言語やページ数など具体的な条件がありましたら明示願います。	前段、後段とも、事業者の提案によりますが、協議の上、決定します。
119	要求水準書(案)	42	3	3.2	(9)	1)	見学者対応	見学見学者用パンフレットの原稿作成は事業者で実施しますが、印刷は貴局との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書(案)	42	3	3.2	(9)	4)	住民対応	周辺住民からの苦情等への改善など貴局が協力を求めた場合は、事業者はこれに協力することとありますが、事業者の帰責事由以外で発生した費用は貴局にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の帰責事由に依らないことが明確にされた場合には、協議の上、適切に対応します。
121	要求水準書(案)	42	3	3.2	(9)	4)	住民対応	周辺住民からの改善要求が、貴局の要求水準以上である場合、改善にかかる費用は貴局にて負担いただくとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書(案)	44	3	3.2	(10)	4)	⑨ その他必要な報告	貴局施設情報システムへの入力に必要な基礎データを作成とありますが、必要となる具体的な項目や提出方法(Excel形式等)は、入札説明書等で提示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
123	要求水準書(案)	44	3	3.2	(10)	4)	月間及び年間業務報告書	当局が運用する施設情報システムへの入力に必要な基礎データを具体的に明示願います。	質問No. 122の回答を参照下さい。
124	要求水準書(案)	46	3	3.4	(1)		品質管理	燃料化物は表16下水汚泥固形燃料JIS規格(JIS Z 7312)に記載がある、種類:BSF(総発熱量8MJ/kg以上)を満足すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書(案)	46	3	3.4	(1)		品質管理	製造する燃料化物は、JIS Z7312に規定されるBSF-15ないしBSFであれば、燃料の種類を問わないと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
126	要求水準書(案)	47	3	3.4	(3)		燃料化物の有効利用	実施方針別紙2「リスク分担」の「燃料化物の販売」において、「入札説明書等で示す当初想定した脱水汚泥の質」を逸脱するために燃料化物が販売できない場合は市様のリスク負担とされていますが、このような場合は、要求水準書3.4(3)に規定されている「全量買取義務」の対象からは除外されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者は当局に対してその証明をする必要があります。
127	要求水準書(案)	47	3	3.4	(3)		燃料化物の有効利用	「不可抗力等のやむを得ない事情」は、社会の環境に関する意識の変化や技術革新による市況の変化も含んでいただけますようお願いいたします。法令が変更されない場合でも、このような変化は考えられ、その場合に事業者がこのリスクを負うことは困難です。	社会の環境に関する意識の変化や技術革新による市況の変化に係るリスクについては、原則事業者の負担となります。
128	要求水準書(案)	48	3	3.5	(4)		技術指導	契約終了後に燃料化施設の運営・維持管理を行う者に必要な技術指導の期間について、貴局と事業者でその期間や内容を協議することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、その時点において協議の上、決定します。
129	要求水準書(案)	49					閲覧資料	閲覧資料の閲覧方法などは入札説明書等で提示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書(案)	別紙						別紙No. が重なっているものがありますので、修正願います。 Ex. 責任分界点詳細図：図面上は別紙4に対して頁欄は別紙6	入札公告時に改めて示します。
131	要求水準書(案)	別紙-2					地質推定断面図	地質調査データの解像度が悪く詳細確認出来ないため、解像度の高いデータの添付をお願いいたします。	質問No. 99の回答を参照下さい。
132	要求水準書(案)	別紙-3					汚泥性状分析データ	今後、脱水機の更新等で、提示の汚泥含水率が大きく振れることは御座いますでしょうか。	質問No. 26の回答を参照下さい。
133	要求水準書(案)	別紙-4					責任分界点詳細図	③-③の断面図の記載が有りませんが、別途提示頂けるものと理解して良いでしょうか。	入札公告時に改めて示します。
134	要求水準書(案)	別紙-4					責任分界点詳細図	工水、上水、ガス管の取合い点にバルブ(実線)の記載がありますが、こちらのバルブまでが貴市所掌という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No. 32, 34, 43の回答も合わせて参照下さい。
135	要求水準書(案)	別紙-6	④				温室効果ガス排出係数	苛性ソーダの排出係数は1.2kg-CO ₂ /kgであり50%濃度と思われまます。備考欄の1.27g/cm ³ は25%濃度と考えてよいでしょうか。	入札公告時に改めて示します。
136	要求水準書(案)	別紙-6					責任分界点詳細図	図面内に最低土被りの記載がありますが、基準図書に記載の土被りとすることも可能でしょうか。(車両道路600mm、それ以外300mm 官庁営繕公共建築工事標準仕様書第2章第7節2.7.2 m)	他施設からの接続を予定しているため、認めら

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
137	要求水準書(案)	別紙-8					煙道ルート図(2)	当図に記載の本工事範囲では、排気筒の外筒までと読めますが、本文及び既設煙突平・断面図に記載の通り、内筒含め新設するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案) P29 2.2(2)5 排煙処理設備に記載のある通り、本事業では、燃料化施設から既設煙突までの煙道及び煙突(内筒)の設置を求めています。別紙-8に一部誤解を招くような記載がありましたので、入札公告時に改めて示します。
138	要求水準書(案)	別紙-12					煙道ルート図(2)	今回煙道計画ルート上の架台については流用する前提で考えてもよろしいでしょうか。万一強度上の不足があり改造が必要な場合については、改造費用は貴局の負担という認識でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、強度不足による改造費用は事業者の負担とします。
139	要求水準書(案)	別紙-12					高圧ケーブルルート図	ケーブルルートについて、既設の構造物(ケーブルラック、架台等)がある場合、そちらを利用して敷設することも可能でしょうか。その他信号責任分界点までのケーブルについても同様、既設構造物を利用していただくことは可能でしょうか。	既設のケーブルラック・架台は、市の所有物となるため、責任分界上、既設のケーブルラック・架台に事業者のケーブル・電線類は敷設は行わず、別途にケーブルラックや架台を建設して事業者のケーブル・電線類を敷設して下さい。
140	要求水準書(案)	別紙-20					既設構造物想定位置図	煙道ルート上の架台基礎等、燃料化事業用地以外にも基礎の新設が必要な箇所がありますが、提示条件に記載のない地下埋設物による費用増加については、実施方針別紙2リスク分担表「用地リスク」に記載の通り、貴局の負担との認識でよろしいでしょうか。	前段について、本事業用地以外で基礎の新設が必要な箇所の既設埋設物想定図は、入札公告時に改めて示します。後段については、質問No.7の回答を参照下さい。
141	要求水準書(案)	別紙-20					既設構造物想定位置図	図面に記載の焼鈍炉基礎と思われる構造物について、断面図等、形状が分かる情報をご提示願います。「支障となる既設構造物撤去工事」が受注者範囲のため、新規に基礎を構築する箇所や配管埋設箇所の情報が不十分ですと、見積精度にばらつきが生じますので、出来る限り情報の提示をお願いいたします。また、提示条件では確認出来ない既設構造物については、増加費用は貴局の負担との認識でよろしいでしょうか。	前段については、入札公告時に改めて示します。後段については、質問No.7の回答を参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る意見

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見事項	意見に対する回答	
1	要求水準書(案)	5	1	1.3	(1)	⑫	不可抗力	法令等の変更は不可抗力に含まれないとあります。事業者の責に及ばない事象であるため、不可抗力として頂きたい。	実施方針に係る意見No. 2の回答を参照下さい。	
2	要求水準書(案)	5	1	1.3	(2)	2)	①	建設段階	爆弾については、土地所有者である名古屋市殿の責任において探査、必要に応じた撤去処理をして頂きたい。	不発弾の探査は事業範囲とします。処理などについても要求水準書(案) P34 2.2 (4)⑥に示す通り、不発弾探査の結果、不発弾が発見された場合は、当局の費用負担により別途処理を行うものとしますが、当局が協力を求めた場合には、事業者はこれに協力することとします。
3	要求水準書(案)	7	1	1.3	(5)		基準及び仕様等	DB0の趣旨を勘案し、本施設に適用される基準および仕様を事業者の提案によるものとする事で、事業者の創意工夫によって更なるライフサイクルコストの最適化が図れるものと考えます。	ご意見として賜ります。入札公告時の入札説明書等を確認下さい。	
4	要求水準書(案)	15	1	1.5	(7)		汚水排水	汚水排水の水質については、下水道法に定める下水道排除基準への緩和をご検討頂きたい。また、シアン化合物についても下水道排除基準同等として頂きたい。	要求水準書(案)に示すとおりとします。	
5	要求水準書(案)	18	1	1.6	(3)	1)	有害ガスに関する基準	大気汚染防止法に定められた基準値への緩和をご検討頂きたい。	要求水準書(案)に示すとおりとします。	
6	要求水準書(案)	18	1	1.6	(3)	2)	白煙に関する条件	白煙防止を行うと、補助燃料消費量及びCO2排出量の増加が見込まれ、固形燃料化物の製造・有効利用による地球温暖化防止効果を損なうことになり、白煙防止条件を除外或いは緩和の再検討をお願いしたい。	ご意見として賜りますが、原則、認められません。	
7	要求水準書(案)	20	1	1.6	(6)		電波障害発生の防止	施設の形状設計にあたっては電波障害のないことを確認し設計することとあるが、提案内容に影響を与えるため、名古屋市殿の責任において調査を行ない、施設の最高高さや配置制限等について条件提示をお願いしたい。	入札公告後、閲覧資料として公表します「空見スラッジリサイクルセンター(仮称)建設事業に関する環境影響評価書」に記載がありますので、そちらをご確認下さい。	
8	要求水準書(案)	21	2	2.1	(1)	①	事前調査	施工現場の確認、隣接する設備の状況を確認したいため、今後、現地見学や調査をさせて頂く機会を作って頂きたいです。	機会を設けることを検討します。	
9	要求水準書(案)	21	2	2.1	(1)	①	事前調査	事前調査に関わる費用については、積算条件を明記し見積りに含むものの、積算条件と異なる状況となった場合は精算対応をご検討頂きたい。	ご意見として賜りますが、原則、認められません。事業者の責任及び負担において、必要な事前調査費用を考慮して下さい。	
10	要求水準書(案)	21	2	2.1	(2)	1)	設計	管理技術者、照査技術者はいずれも、他事業との兼務可能とさせて頂きたい。	要求水準書(案)質問No. 57の回答を参照下さい。	
11	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	⑩	電気保安技術者	当該資格者を「プラント建設企業」または「建設JV」が保有していない場合、下請企業から選任可能として頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、各種法令を満足できるのであれば、可とします。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る意見

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見事項	意見に対する回答
12	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	⑪ 土木工事期間中の技術者	当該資格者を「プラント建設企業」または「建設JV」が保有していない場合、下請企業から選任可能として頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、各種法令を満足できるのであれば、可とします。
13	要求水準書(案)	23	2	2.1	(3)	10)	⑫ 建築工事期間中の技術者	当該資格者を「プラント建設企業」または「建設JV」が保有していない場合、下請企業から選任可能ととして頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の業務を誠実に実施し、建築士法等各種法令を満足できるのであれば、可とします。
14	要求水準書(案)	30	2	2.2	(2)	11)	外壁工事	外壁の塗装は本事業にて行うこと、外壁意匠については別途工事とするとあります。塗装と意匠は密接にかかわるため、いずれも別途工事をお願いしたい。	要求水準書(案) 質問No. 95の回答を参照下さい。
15	要求水準書(案)	34	2	2.2	(4)	⑥	不発弾処理	不発弾については、土地所有者である名古屋市殿の責任において探査及び必要に応じた撤去処理をして頂きたい。	意見No. 2の回答を参照下さい。
16	要求水準書(案)	39	3	3.1	(3)	2)	常時の体制	本事業では電気主任技術者はみなし設置であり、専任は不要であり、事業者自らが直接雇用する者でなくても、対応可能とさせて頂きたい。	前段について専任は不要としますが、後段については事業者自らが直接雇用する者に限ります。
17	要求水準書(案)	39	3	3.1	(4)		脱水汚泥の受入	燃料化施設の修繕期間に加え、故障等による突発停止期間においても、貴局と協議の上、その間の受入を休止できるようにして頂きたい。	ご意見として賜ります。入札公告時の入札説明書等を確認下さい。
18	要求水準書(案)	39	3	3.1	(5)	①	ユーティリティ条件	二次処理水の取水が行えず、これに起因して燃料化施設の運転が出来ない場合は、応分の費用に加え規定処理量の減免等の処置をご検討頂きたい。	検討の上、入札公告時に示します。
19	要求水準書(案)	46	3	3.4	(1)		品質管理	技術評価において、想定される汚泥固形燃料の品質(特に熱量については、JIS規格に基づき、BSF-15とBSFとで明確な評価差をに差をご検討頂きたい。	ご意見として賜ります。入札公告時の入札説明書等を確認下さい。
20	要求水準書(案)	47	3	3.5	(2)		機能確認に伴う改善	事業者の運営・維持管理上の瑕疵責任は曖昧になりやすく、事前に瑕疵責任範囲を明示していただくとともに、協議する場を設けていただきたい。また、瑕疵責任が無い場合の機能改善に伴う費用は発注者の負担として頂きたい。	前段については、要求水準書(案) P47 3.5(1)に示す機能が確保されている必要があると考えています。なお、協議の場については運営・維持管理段階において、必要に応じて実施することを考えています。後段については、ご理解のとおりと考えています。